たものである。

生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則

# 考

非意図的な導入の特定と予防において リオ宣言の原則15 は、意図的な導入に関する決定と同様、 |分析に関しては、以下の指針原則に従っ||図るようなことがあってはならない。 た予防的(precautionary)アプローチに基 づいて努力すべきである。予防的|生物多様性条約の前文 (precautionary)アプローチは、1992年の環 締約国は、 境と開発に関するリオ宣言の原則15及

は、すでに定着してしまった外来種の撲開発する必要があることを認識し、 滅、封じ込め、防除措置を検討する際に も適用されるべきである。侵入種の様々 可欠であることに留意し、 な影響に関する科学的な確実性が欠如し きでない。

破壊から環境を保護するために、諸国は、それぞれの能力に応じて、広く予防的アプロ |侵略的外来種の経路と生物多様性への影||ーチを展開すべきである。深刻なあるいは不可逆的な損傷がじる恐れがあるような場合、 響が予測不可能だとすれば、特にリスク|費用効果的に有効な対策について、科学的不確実性を口実にして、その実施引き延ばしを

(前略)

び生物多様性条約の前文で明らかにされ 生物の多様性がある種の人間活動によって著しく減少していることを懸念し、

生物の多様性に関する情報及び知見が一般的に不足していること並びに適当な措置を また、予防的(precautionary)アプローチ計画し及び実施するための基本的な知識を与える科学的、技術的及び制度的能力を緊急に

生物の多様性の著しい減少又は喪失の根本原因を予想し、防止し及び取り除くことが不

生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分に ていることを、必要な撲滅、封じ込め、「ないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延 |防除措置をとることを先延ばしにした|期する理由とすべきではないことに留意し、

り、あるいは措置をとらない理由とすべ 更に、生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域 内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復であること に留意し、

> 更に、生息域外における措置も重要な役割を果たすこと及びこの措置は原産国において とることが望ましいことに留意し、

(後略)

備 考

指

則 プ 

予防(prevention)は、一般的に、侵略|指針原則13 撲滅 く、環境的にも望ましい。

場合には、初期の発見と迅速な行動がそれなされるべきである。 の定着を防止(prevent)するために極めて 重要である。望ましい対応はできるだけ|指針原則14 封じ込め い場合には、封じ込め(原則14)と長 期的な防除措置(原則15)が実施され 指針原則15 防除 な観点でなされるべきである。

|的外来種の導入や定着の後にとられる措| 実現可能である場合には、撲滅は、侵略的外来種の導入と定着に対してとるべき最良の |置と比較してはるかに費用対効果が高||行動である場合が多い。侵略的外来種を撲滅する最良の機会は、個体群が小さく、地域的 な分布にとどまっている侵入の初期の段階である。そのため、リスクが高い導入地点に焦 2 侵略的外来種は、国家間や国内での点を絞った早期発見システムが最も有効であり、また撲滅後のモニタリングも必要であ 導入の予防(prevent)を優先すべきである。撲滅事業を成功させるためには、地域社会による支援が不可欠な場合が多く、特に、 <u>る</u>。侵略的外来種が既に導入されている 協議によって行われた場合、効果的である。生物多様性への二次的な影響に対しても考慮

速やかな撲滅(原則13)である場合が 撲滅が適当でない場合、侵略的外来種の拡散の防止(封じ込め)は、その生物や個体群 しばしばある。撲滅の実現が不可能あるの分布域が小さく、封じ込めが可能な状況では、しばしば適切な戦略となる。定期的なモ いは撲滅のためのリソースが利用できな「ニタリングが不可欠で、新規の大発生を撲滅する迅速な行動と関連している必要がある。

るべきである。(環境上の、経済的な、社 防除措置は、侵略的外来種の数を減らすと同様に、生じる被害を減らすことに重点を置 |会的な)|利益とコストの検討は、長期的||くべきである。防除は、既存の国内規則、国際的取り決めに従って実施される、機械的防 |除、化学的防除、生物的防除、生息地管理を含む総合的な管理技術によって行われること |が効果的であることがしばしばある。

生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則

備 考

侵略的外来種に対する措置は、適当なエコシステムアプローチ 場合には、締約国会議の決議 / 6 に記述 べきである。

エコシステムアプローチは、保全と公正な方法での持続可能な利用を促進する、土地資 されたエコシステムアプローチに基づく 源、水資源、生物資源の統合管理のための戦略である。従って、エコシステムアプローチ の適用は、条約の3つの目的である、保全、持続可能な利用、遺伝資源の利用による利益 の公正で公平な配分のバランスをとる助けとなるものである。

> エコシステムアプローチは、生物学的な組織の各レベルに焦点をあてた、本質的な構造、 |作用、機能、生物体と周辺環境との相互関係のすべてを扱う適当な科学的方法論の適用に 基礎をおいている。そこでは、文化的な多様性をもった人間も様々な生態系に必要な構成 要素となる。

## (中略)

エコシステムアプローチでは、生態系の複雑で動的な本質に対応し、生態系の機能に関 する完全な知識と理解の欠如に対応するために順応的管理が求められる。生態系の作用 は、しばしば直線的なものではなく、その作用から産み出されるものはしばしば時間的ズ レが生ずる。結果は不連続で、驚きや不確実さに結びつく。管理はそのような不確実性へ の対応ができるように順応性がなければならず、また、「試行錯誤」あるいは調査による フィードバックの要素を含んでいなければならない。因果関係が十分に科学的に解明され ていない場合であっても、方策が講じられる必要がある。

エコシステムアプローチは、生物圏保護区や保護地域、種別の保全計画といった他の管 理、保全のアプローチを否定するものではなく、また、既存の国家政策や法的な枠組みを 否定するものではなく、そのようなアプローチすべてを、また複雑な状況に対処するその 他の方法論すべてを統合すべきものである。エコシステムアプローチを実現する唯一の方 法などなく、それは地域の、地方の、国の、広範な地域の、地球規模の状況によって変わ るものである。実際には、エコシステムアプローチを条約の目的を実行に移すための枠組 みとして使えるような様々な方法がある。